

※申込みは原則1日から受付開始
※特に記載のない場合、対象は市内
在住・在勤・在学者、申込み不要

摂津市役所
☎06 (6383) 1111 (大代表)
☎072 (638) 0007 (代表)

お知らせ

環境フェスティバル中止

新型コロナウイルス感染症予防の観点から、11月に開催予定の「市民環境フェスティバル」を中止します。
問合せ 環境政策課へ

Jアラート訓練の実施

10月6日(水)午前11時ごろ、市内防災用屋外スピーカーからJアラート(全国瞬時警報システム)のテスト放送を実施します。
放送内容が聞き取りにくい場合は、デジタル防災行政無線応答サービス(自動音声) ☎06 (63318) 2601へ

市民図書館・鳥飼図書館 ウェブサービス停止

11月1日(月)は、市民図書館・鳥飼図書館センターのシステム更新作業のため、図書館ウェブサービスが利用できません。蔵書検索、貸

議会の開催日程

第3回定例会市議会が、次の日程で開催されます。傍聴することができます。
《本会議》10月8日(金)・11日(月)・12日(火)・28日(木)・29日(金)
※一般質問は28日・29日
《常任委員会》▽文教上下水道・民生 10月19日(火)
▽総務建設 10月20日(水)

教育長に 菅尾谷さんを再任

教育長の任期満了に伴い、菅尾谷知也さん(64歳)を再任しました。任期は令和6年9月30日まで。
問合せ 教育政策課へ

阪急摂津市駅周辺清掃

10月26日(火)に、環境美化推進地区である阪急摂津市駅周辺のごみ拾いを行います。※雨天中止
集合時間II場所 午前9時半IIコミュニティプラザ前
問合せ 環境政策課へ

人権に関する市民意識調査にご協力を

人権問題に関する意識の現状を把握し、今後の人権施策を考える基礎資料として、市民意識調査を実施します。無作為で抽出した人に、10月上旬に調査票を送付します。お手元に届いたら、回答にご協力ください。
問合せ 人権女性政策課へ

行政相談委員会にご相談を

10月18日(月)～24日(日)は、「行政相談週間」です。総務大臣から委嘱された相談委員が毎月第1水曜日午後1時～3時に、自治振興課で相談を受け付けます。
毎日の暮らしや行政の仕事に関する相談があれば、お気軽にご利用ください。
問合せ 同課へ

駅前等再開発特別委員会

10月22日(金)
※10月8日・11日のみ午後3時、その他は午前10時開会予定
※本会議はインターネットで生中継し、後日録画配信
問合せ 議会事務局へ

業務用エアコンなど廃棄フロン類の回収が必要

業務用エアコンや冷凍冷蔵機器などを捨てる場合は、フロン類充填回収業者にフロン類の回収を依頼してください。フロン類の未回収には、50万円以下の罰金が科せられます。
問合せ 大阪府産業廃棄物指導課 ☎06 (62210) 9570へ

PCBを含む機器の確認

事業所などで高濃度PCBを含む電気機器を発見した場合は、処分が必要な

業務用エアコンなど廃棄フロン類の回収が必要

業務用エアコンや冷凍冷蔵機器などを捨てる場合は、フロン類充填回収業者にフロン類の回収を依頼してください。フロン類の未回収には、50万円以下の罰金が科せられます。
問合せ 大阪府産業廃棄物指導課 ☎06 (62210) 9570へ

業務用エアコンなど廃棄フロン類の回収が必要

業務用エアコンや冷凍冷蔵機器などを捨てる場合は、フロン類充填回収業者にフロン類の回収を依頼してください。フロン類の未回収には、50万円以下の罰金が科せられます。
問合せ 大阪府産業廃棄物指導課 ☎06 (62210) 9570へ

業務用エアコンなど廃棄フロン類の回収が必要

業務用エアコンや冷凍冷蔵機器などを捨てる場合は、フロン類充填回収業者にフロン類の回収を依頼してください。フロン類の未回収には、50万円以下の罰金が科せられます。
問合せ 大阪府産業廃棄物指導課 ☎06 (62210) 9570へ

業務用エアコンなど廃棄フロン類の回収が必要

業務用エアコンや冷凍冷蔵機器などを捨てる場合は、フロン類充填回収業者にフロン類の回収を依頼してください。フロン類の未回収には、50万円以下の罰金が科せられます。
問合せ 大阪府産業廃棄物指導課 ☎06 (62210) 9570へ

お知らせ

環境フェスティバル中止

新型コロナウイルス感染症予防の観点から、11月に開催予定の「市民環境フェスティバル」を中止します。
問合せ 環境政策課へ

Jアラート訓練の実施

10月6日(水)午前11時ごろ、市内防災用屋外スピーカーからJアラート(全国瞬時警報システム)のテスト放送を実施します。
放送内容が聞き取りにくい場合は、デジタル防災行政無線応答サービス(自動音声) ☎06 (63318) 2601へ

市民図書館・鳥飼図書館 ウェブサービス停止

11月1日(月)は、市民図書館・鳥飼図書館センターのシステム更新作業のため、図書館ウェブサービスが利用できません。蔵書検索、貸

議会の開催日程

第3回定例会市議会が、次の日程で開催されます。傍聴することができます。
《本会議》10月8日(金)・11日(月)・12日(火)・28日(木)・29日(金)
※一般質問は28日・29日
《常任委員会》▽文教上下水道・民生 10月19日(火)
▽総務建設 10月20日(水)

行政相談委員会にご相談を

10月18日(月)～24日(日)は、「行政相談週間」です。総務大臣から委嘱された相談委員が毎月第1水曜日午後1時～3時に、自治振興課で相談を受け付けます。
毎日の暮らしや行政の仕事に関する相談があれば、お気軽にご利用ください。
問合せ 同課へ

業務用エアコンなど廃棄フロン類の回収が必要

業務用エアコンや冷凍冷蔵機器などを捨てる場合は、フロン類充填回収業者にフロン類の回収を依頼してください。フロン類の未回収には、50万円以下の罰金が科せられます。
問合せ 大阪府産業廃棄物指導課 ☎06 (62210) 9570へ

PCBを含む機器の確認

事業所などで高濃度PCBを含む電気機器を発見した場合は、処分が必要な

業務用エアコンなど廃棄フロン類の回収が必要

業務用エアコンや冷凍冷蔵機器などを捨てる場合は、フロン類充填回収業者にフロン類の回収を依頼してください。フロン類の未回収には、50万円以下の罰金が科せられます。
問合せ 大阪府産業廃棄物指導課 ☎06 (62210) 9570へ

業務用エアコンなど廃棄フロン類の回収が必要

業務用エアコンや冷凍冷蔵機器などを捨てる場合は、フロン類充填回収業者にフロン類の回収を依頼してください。フロン類の未回収には、50万円以下の罰金が科せられます。
問合せ 大阪府産業廃棄物指導課 ☎06 (62210) 9570へ

業務用エアコンなど廃棄フロン類の回収が必要

業務用エアコンや冷凍冷蔵機器などを捨てる場合は、フロン類充填回収業者にフロン類の回収を依頼してください。フロン類の未回収には、50万円以下の罰金が科せられます。
問合せ 大阪府産業廃棄物指導課 ☎06 (62210) 9570へ

業務用エアコンなど廃棄フロン類の回収が必要

業務用エアコンや冷凍冷蔵機器などを捨てる場合は、フロン類充填回収業者にフロン類の回収を依頼してください。フロン類の未回収には、50万円以下の罰金が科せられます。
問合せ 大阪府産業廃棄物指導課 ☎06 (62210) 9570へ

お知らせ

傷病手当金の支給適用期間が変わります

国民健康保険および後期高齢者医療制度における新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給適用期間が「令和2年1月1日～令和3年9月30日」から「令和2年1月1日～令和3年12月31日」に変更となりました。※詳細は市ホームページへ
問合せ 国保年金課へ

市税土曜電話納付相談

10月23日(土)午前9時～12時、電話納付相談を受け付けます。専用電話 ☎06 (6383) 6133へ。
問合せ 納税課へ

国保料土曜・夜間相談

10月23日(土)午前9時～12時、28日(木)午後5時～8時、電話納付相談を受け付けます。専用電話 ☎06 (6383) 1555へ。
問合せ 国保年金課へ

近畿圏パワートリップ調査にご協力を

人の1日の動きを把握し、都市圏の交通などの計画策定の基礎資料とするため、10～11月にかけて調査を実施します。
大阪府より紙の調査票が届いたら、調査票またはインターネットでの回答にご協力ください。
※調査にあたり、大阪府の職員や調査員などが、ご自宅に伺うことはありません。
問合せ 近畿圏パワートリップ調査サポートセンター ☎0120 (116) 106へ

業務用エアコンなど廃棄フロン類の回収が必要

業務用エアコンや冷凍冷蔵機器などを捨てる場合は、フロン類充填回収業者にフロン類の回収を依頼してください。フロン類の未回収には、50万円以下の罰金が科せられます。
問合せ 大阪府産業廃棄物指導課 ☎06 (62210) 9570へ

PCBを含む機器の確認

事業所などで高濃度PCBを含む電気機器を発見した場合は、処分が必要な

業務用エアコンなど廃棄フロン類の回収が必要

業務用エアコンや冷凍冷蔵機器などを捨てる場合は、フロン類充填回収業者にフロン類の回収を依頼してください。フロン類の未回収には、50万円以下の罰金が科せられます。
問合せ 大阪府産業廃棄物指導課 ☎06 (62210) 9570へ

業務用エアコンなど廃棄フロン類の回収が必要

業務用エアコンや冷凍冷蔵機器などを捨てる場合は、フロン類充填回収業者にフロン類の回収を依頼してください。フロン類の未回収には、50万円以下の罰金が科せられます。
問合せ 大阪府産業廃棄物指導課 ☎06 (62210) 9570へ

業務用エアコンなど廃棄フロン類の回収が必要

業務用エアコンや冷凍冷蔵機器などを捨てる場合は、フロン類充填回収業者にフロン類の回収を依頼してください。フロン類の未回収には、50万円以下の罰金が科せられます。
問合せ 大阪府産業廃棄物指導課 ☎06 (62210) 9570へ

業務用エアコンなど廃棄フロン類の回収が必要

業務用エアコンや冷凍冷蔵機器などを捨てる場合は、フロン類充填回収業者にフロン類の回収を依頼してください。フロン類の未回収には、50万円以下の罰金が科せられます。
問合せ 大阪府産業廃棄物指導課 ☎06 (62210) 9570へ

業務用エアコンなど廃棄フロン類の回収が必要

業務用エアコンや冷凍冷蔵機器などを捨てる場合は、フロン類充填回収業者にフロン類の回収を依頼してください。フロン類の未回収には、50万円以下の罰金が科せられます。
問合せ 大阪府産業廃棄物指導課 ☎06 (62210) 9570へ

お知らせ

国保の新しい被保険者証を送付します

11月1日に、国民健康保険被保険者証(保険証)が切り替わります。10月中旬に、新しい保険証(水色)を世帯主宛てに、簡易書留で送付します。なお、転送先へは送付しませんのでご注意ください。
お手元に届いた保険証は、その日から使用できますので、医療機関などで受診される時は、新しい保険証をご提示ください。現在、使用されている保険証(桃色)は、ご自身で破棄するか、国保年金課13番窓口へご返却ください。
10月下旬までに、新しい保険証が届かない場合や保険証についてご不明な点があれば、お問い合わせください。
問合せ 同課へ

傷病手当金の支給適用期間が変わります

国民健康保険および後期高齢者医療制度における新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給適用期間が「令和2年1月1日～令和3年9月30日」から「令和2年1月1日～令和3年12月31日」に変更となりました。※詳細は市ホームページへ
問合せ 国保年金課へ

市税土曜電話納付相談

10月23日(土)午前9時～12時、電話納付相談を受け付けます。専用電話 ☎06 (6383) 6133へ。
問合せ 納税課へ

国保料土曜・夜間相談

10月23日(土)午前9時～12時、28日(木)午後5時～8時、電話納付相談を受け付けます。専用電話 ☎06 (6383) 1555へ。
問合せ 国保年金課へ

近畿圏パワートリップ調査にご協力を

人の1日の動きを把握し、都市圏の交通などの計画策定の基礎資料とするため、10～11月にかけて調査を実施します。
大阪府より紙の調査票が届いたら、調査票またはインターネットでの回答にご協力ください。
※調査にあたり、大阪府の職員や調査員などが、ご自宅に伺うことはありません。
問合せ 近畿圏パワートリップ調査サポートセンター ☎0120 (116) 106へ

業務用エアコンなど廃棄フロン類の回収が必要

業務用エアコンや冷凍冷蔵機器などを捨てる場合は、フロン類充填回収業者にフロン類の回収を依頼してください。フロン類の未回収には、50万円以下の罰金が科せられます。
問合せ 大阪府産業廃棄物指導課 ☎06 (62210) 9570へ

PCBを含む機器の確認

事業所などで高濃度PCBを含む電気機器を発見した場合は、処分が必要な

業務用エアコンなど廃棄フロン類の回収が必要

業務用エアコンや冷凍冷蔵機器などを捨てる場合は、フロン類充填回収業者にフロン類の回収を依頼してください。フロン類の未回収には、50万円以下の罰金が科せられます。
問合せ 大阪府産業廃棄物指導課 ☎06 (62210) 9570へ

業務用エアコンなど廃棄フロン類の回収が必要

業務用エアコンや冷凍冷蔵機器などを捨てる場合は、フロン類充填回収業者にフロン類の回収を依頼してください。フロン類の未回収には、50万円以下の罰金が科せられます。
問合せ 大阪府産業廃棄物指導課 ☎06 (62210) 9570へ

業務用エアコンなど廃棄フロン類の回収が必要

業務用エアコンや冷凍冷蔵機器などを捨てる場合は、フロン類充填回収業者にフロン類の回収を依頼してください。フロン類の未回収には、50万円以下の罰金が科せられます。
問合せ 大阪府産業廃棄物指導課 ☎06 (62210) 9570へ

業務用エアコンなど廃棄フロン類の回収が必要

業務用エアコンや冷凍冷蔵機器などを捨てる場合は、フロン類充填回収業者にフロン類の回収を依頼してください。フロン類の未回収には、50万円以下の罰金が科せられます。
問合せ 大阪府産業廃棄物指導課 ☎06 (62210) 9570へ

8月の火災・救急件数
★火災 0件
★救急 414件
救急安心センターおおさか #7119
または 06 (6582) 7119

募集

ボランティア募集

◎使用済み切手整理 10月21日(木)午前10時～午後3時(参加時間自由)
◎ぞうきん縫ってボランティア 10月25日(月)午前10時～午後3時(参加時間自由)
ところ・問合せ ボランティアセンター(地域福祉活動支援センター内) ☎06 (6318) 1128

今月の各種相談

※いずれも無料

相談名	相談内容	日時	場所・問合せ
市民法律	土地、建物、金銭貸借、相続、交通事故などの法律問題	毎週月・㊟ 午後1時15分～4時15分 (各日先着7人)	自治振興課 (市役所2階) ☎ 06 (6383) 1357
行政	国、府、市などの業務に対する要望など	6日㊟午後1時～3時	※受付は実施日当日の午前9時から相談終了時間の30分前(市民法律相談は午後2時)まで。電話可
登記	登記・測量の問題など	1日㊟午後3時～5時 (先着4人)	※各相談1回30分まで
外国人市民相談	外国人が抱えている生活上の諸問題	中国語＝12日㊟ 午前10時～12時	※要望・苦情などの市民相談窓口は自治振興課です。
中国人在日日本指導资讯 第2周 星期二 午前10時～12時 ☎ 06 (6383) 1357			
税務	税理士による所得税や相続税、贈与税などの税務相談	19日㊟ 午後1時半～4時半 (先着6人)	市民税課 (市役所2階) ☎ 06 (6319) 1990 ※申込みは前日までに、近畿税理士会吹田支部 ☎ 06 (6319) 0450へ
労働	労働全般の相談	毎週㊟ 午後1時～4時	産業振興課 (市役所4階) ☎ 06 (6383) 1362
消費生活	消費者の利益・安全に関する苦情・要望など	毎週月～㊟ 午前9時～午後5時	産業振興課、消費生活相談ルーム (市役所4階) ☎ 06 (6383) 2666
多重債務法律	司法書士＝㊟、弁護士＝㊟による債務(借金)の問題解決	▷7日㊟午後2時～5時 ▷15日㊟午後1時～4時 (要事前予約)	
心配ごと	家族関係、生計、病気などの悩みごと	毎週㊟ 午後1時～3時	社会福祉協議会(地域福祉活動支援センター内) ☎ 06 (4860) 6460
人権擁護	人権擁護委員による相談	8日㊟ 午後2時～3時半	自治振興課 (市役所2階) 問合せは人権女性政策課へ
人権なんでも	暮らしの中で起こる人権問題	毎週月～㊟ 午前10時～午後4時	市人権協会(人権女性政策課・市役所4階) ☎ 06 (6383) 1011
男性電話	生き方・働き方、人間関係の悩み	27日㊟ 午後1時～4時	人権女性政策課 ☎ 06 (6155) 9167
女性総合(電話・面接)	女性のさまざまな悩みの相談(家庭や職場、パートナーからの暴力の相談も含む)	▷毎週月㊟㊟㊟㊟ 午前9時半～午後5時 ▷第3・4㊟ 午後1時～9時	男女共同参画センターウィズせつつ・相談室 女性総合 ☎ 06 (4860) 7116
専門相談	女性弁護士による離婚、相続などの法律相談	▷12日㊟午後2時～4時40分 ▷26日㊟午後5時～7時40分	法律・面接予約 ☎ 06 (4860) 7114
	女性カウンセラーによる心の悩みのカウンセリング	▷5日㊟午後1時～4時50分 ▷14日㊟・28日㊟ 午前10時～12時50分 ▷19日㊟午後3時～7時50分	※乳幼児の一時保育あり (5日前までに要予約)

薬を適切に管理しましょう

薬は、「飲み忘れ」や「自己判断による服薬の中止」などが原因で、十分な効果が得られない場合があります。そのため、薬を残さず服用するよう工夫して管理しましょう。

薬の服用方法については、各薬局で相談を受け付けています。

薬を残さない工夫

- ▽一度に飲む薬を一つの袋にまとめる一包化
- ▽お薬カレンダーを利用
- ▽薬は一カ所にまとめておく



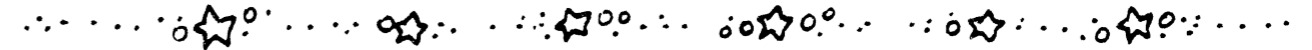
問合せ 茨木保健所薬事課 ☎ 072 (620) 6706へ

ジェネリック医薬品(後発医薬品)を上手に活用しましょう

ジェネリック医薬品は、先発医薬品(これまで使われてきた新薬)の特許が切れた後に販売される、国が認めた医薬品です。先発医薬品と同じ有効成分・同等の効能効果がありますが、開発にかかる費用が少ないため薬の価格が安くなり、自己負担も軽減されます。

すべての薬にジェネリック医薬品が対応しているわけではありません。まずは医師や薬剤師にご相談ください。

問合せ 国保年金課へ



職員(会計年度任用職員)募集

申込み 必要書類を市役所6階・こども教育課へ持参または郵送(〒566-8555(住所不要))へ

職種【募集人数】	①職務内容	②勤務時間	③報酬など	④資格・要件	⑤必要書類	⑥申込期間
①認定こども園補助保育教諭(保育所枠)【若干名】	①市立認定こども園(保育所枠)での保育業務	②月～金曜日の週5日・午前8時半～午後5時または午前9時～午後5時半(週の勤務日数相談可)	③月額約158,000～165,000円	④保育士資格または幼稚園教諭免許	⑤写真付き履歴書と資格証または資格取得見込証明書の写し	⑥随時
②認定こども園補助保育教諭(幼稚園枠)【2人】	①市立認定こども園(幼稚園枠)での保育業務	②月～金曜日の週5日(長期休業除く)・年間200日以内・基本午前8時半～午後4時半	③月額約118,000～123,000円	④保育士資格または幼稚園教諭免許	⑤写真付き履歴書と資格証または資格取得見込証明書の写し	⑥随時
③認定こども園補助保育教諭(幼稚園枠)【1人】	①市立べふこども園(幼稚園枠)での預かり保育業務	②月～金曜日のうち週4日以内(水曜日、長期休業除く)・午後1時45分～4時15分	③時給1,022～1,069円	④保育士資格または幼稚園教諭免許	⑤写真付き履歴書と資格証または資格取得見込証明書の写し	⑥随時
④認定こども園朝夕パート職員【1人】	①市立とりかいこども園での保育業務	②月～金曜日の週5日・午前8時～9時15分、土曜日・午前7時～10時15分	③時給1,155～1,246円	④不問	⑤写真付き履歴書	⑥随時
⑤認定こども園給食調理補助嘱託員【1人】	①市立べふこども園での給食調理業務	②月～土曜日の週3日・平日午前8時半～午後5時、土曜日午前9時～12時15分	③時給999～1,045円	④不問	⑤写真付き履歴書	⑥随時

《備考》

- ▽任用期間は、①②③④任用日～令和4年3月31日、⑤令和4年2月1日～令和4年3月31日
- ▽①②④⑤勤務実績により2回(令和6年3月31日)まで再度の任用可
- ▽「③報酬など」は本市での職務経験を加味して決定(制度改正などにより変更の可能性あり)
- ▽その他、条例に基づき、通勤費用(費用弁償)、期末手当などの支給あり

お知らせ／募集

相談

健康

公民館

スポーツ文化

図書館

施設教育ほか

福祉

産業振興

子育て

地域活動

ごみ・資源

お知らせ／募集

相談

健康

公民館

スポーツ文化

図書館

施設教育ほか

福祉

産業振興

子育て

地域活動

ごみ・資源